

第71号議案

中間市総合会館条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出

中間市長 福田 浩

中間市総合会館条例

中間市地域総合福祉会館設置条例（平成13年中間市条例第22号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 福祉センター（第8条—第19条）

第3章 中央公民館（第20条—第24条）

第4章 指定管理（第25条—第30条）

第5章 補則（第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、市民の健康保持及び福祉の向上並びに市民の文化活動の増進に係る総合的な市民サービスの提供を目的とする中間市総合会館及び同会館内の施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（総合会館の設置）

第2条 前条に規定する目的を達するため、中間市総合会館（以下「総合会館」という。）を設置する。

2 総合会館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	ハピネスなかま
位置	中間市通谷一丁目36番10号

（施設の設置）

第3条 総合会館に次に掲げる施設を置く。

（1）福祉センター

（2）中央公民館

（開館時間）

第4条 総合会館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 総合会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

（1）毎週月曜日及び火曜日

（2）年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

（入館の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、総合会館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- (2) 火薬その他危険物又は迷惑となる物品若しくは動物の類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項の身体障害者補助犬を除く。）を携行する者
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は職員の指示に従わない者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められる者
（損害賠償等）

第7条 総合会館の入館者は、総合会館（附属する器具等を含む。）を破損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

2 総合会館の入館者の責めに帰すべき事由により人身に対する損害が生じたときは、当該入館者は、これに係る一切の責めを負わなければならない。

第2章 福祉センター

（適用範囲）

第8条 福祉センターの管理については、この章の定めるところによる。

（職員）

第9条 福祉センターに館長その他必要な職員を置く。

（事業）

第10条 福祉センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) ボランティア支援事業
- (2) 生涯学習推進事業
- (3) 高齢者福祉推進事業
- (4) 健康増進推進事業
- (5) 相談事業

（使用許可）

第11条 前条に掲げる事業以外で福祉センター（附属する器具等を含む。以下この条において「施設等」という。）を使用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

- (1) 使用目的
- (2) 使用日時及び施設等
- (3) 行事名称
- (4) 使用しようとする者の住所、氏名及び連絡先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 市長は、施設等の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を破損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (3) 施設等の管理運営上支障を来すおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、使用を不相当と認めるとき。

3 市長は、附属設備、備品等のうち別に定めるものについて第1項の使用許可又は使用許可の変更をするに当たっては、福祉センターの使用に伴う場合に限り、使用許可又は使用許可の変更をすることができる。

(使用の条件)

第12条 市長は、前条第1項の使用許可又は使用許可の変更をするときは、福祉センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第13条 福祉センターの使用料（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下「使用料」という。）は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 使用料は、前納しなければならない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の免除)

第14条 市長は、市が主催し、若しくは共催する行事に福祉センターを使用するとき、又は市長が特に必要と認めるときは、使用料を免除することができる。

(目的外使用等の禁止)

第15条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に福祉センターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第16条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可を取り消し、若しくは停止し、又は使用条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、賠償その他の責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(原状回復)

第17条 使用者は、福祉センターの使用を終了したとき、又は前条の規定により使用許可を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちに、設備その他を使用者の負担において、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しない場合は、市がこれを行い、その費用を使用者から徴収する。

(運営の委託)

第18条 市長は、福祉センターの効率的な運営を図るために必要があると認めるときは、その管理及び運営の一部を公共的団体に委託することができる。

(福祉センターへの準用)

第19条 第4条から第7条までの規定は、福祉センターについて準用する。

第3章 中央公民館

(適用範囲)

第20条 中央公民館（以下「公民館」という。）の管理については、この章の定めるところによる。

（区域）

第21条 公民館の事業の対象となる区域は、市の全地域とする。

（職員）

第22条 公民館に館長のほか主事その他必要な職員を置く。

（運営審議会）

第23条 公民館に中央公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員が第3項に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解嘱することができる。

6 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（公民館への準用）

第24条 第4条から第7条までの規定は、公民館について準用する。この場合において、第4条から第6条までの規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

第4章 指定管理

（指定管理者による管理）

第25条 総合会館の全部又は一部の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第26条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）総合会館の使用の許可に関する業務

（2）総合会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

（3）前2号に掲げるもののほか、市長又は教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第27条 指定管理者は、法令、条例、この条例に基づき市長又は教育委員会が定める規則等に従い、総合会館の管理を行わなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も同様とする。

（利用料金）

第28条 総合会館の利用者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第1又は別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市

長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

- 3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
(利用料金の還付)

第29条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により使用できなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第30条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときその他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第5章 補則

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)
- 2 中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条第11号を次のように改める。

(11) 中央公民館運営審議会の委員

別表第2中「公民館運営審議会の委員」を「中央公民館運営審議会の委員」に改める。

別表第1（第13条、第28条関係）

施設区分	使用時間	使用料
研修室1	9時から18時まで	620円/時
研修室2	9時から18時まで	620円/時
視聴覚室	9時から18時まで	620円/時
和室（2階）	9時から18時まで	300円/時 使用人数×200円/日
和室（4階）	9時から18時まで	1,030円/時 使用人数×200円/日
文化教養室1	9時から18時まで	300円/回

		(1回90分)
文化教養室2	9時から18時まで	300円/回 (1回90分)
調理実習室	9時から17時まで	620円/時
トレーニングルーム	9時から17時まで	300円/回

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間とみなして計算する。
- 2 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。

別表第2（第13条、第28条関係）

施設区分		使用時間	使用料
附属設備、 備品等	ヘルストロン	9時から17時30分まで	150円/30分
	電気マッサージ機	9時から17時30分まで	100円/15分

備考 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。